平成２６年（フ）第５１１号
静岡県島田市大柳262番地の12、開始決定時住所静岡県島田市本通６丁目7819番地の１
破産者　水鳥　義久
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５１２号
静岡県島田市大柳262番地の12、開始決定時住所静岡県島田市本通６丁目7819番地の１
破産者　水鳥　冨枝
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０６号
静岡県駿東郡清水町長沢953番地の２
破産者　小松　弘子
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第４９７号
愛知県名古屋市緑区神沢２丁目1110番地の１サンヒルズ神沢203号
破産者　吉田　亜也
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２２号
名古屋市名東区社台１丁目188番地の２
破産者　永田　良司
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０１号
神戸市垂水区本多聞２丁目12番30―503号
破産者　根本　茂和
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１４号
兵庫県明石市大久保町西島227番地の１　ライオンズマンション明石江井ヶ島405号、従前の住所神戸市垂水区清水が丘３丁目３番10―206号
破産者　山田寿美子
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２１号
神戸市兵庫区御崎町１丁目３番10―509号市営御崎東住宅
破産者　アルファー加工こと　杉之原孝治
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８号
福岡市東区和白６丁目４番23―201号、前住所福岡市東区和白丘１丁目20番24―701号
破産者　西田くに子
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１４６号
北海道上川郡和寒町字三笠６番地
破産者　二口　幸造
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９０号
北海道帯広市西７条南24丁目25番地
破産者　山田　剛裕
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第５４号
岩手県奥州市胆沢区小山字大袋245番地
破産者　穴久保義明
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第４９号
新潟県三条市曲渕２丁目21番73号
破産者　青柳　康博
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第５４号
富山市辰尾205番地　市営住宅47号
破産者　安田　光代
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７号
長野県塩尻市大字広丘高出2028番地１　美沢コーポ301
破産者　野村　佳典
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２０号
静岡県浜松市南区立野町475番地の２
破産者　鶴田　康介
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第６号
山口県大島郡周防大島町日前1932番地24（開始決定時の住所）山口県熊毛郡田布施町大字波野1215番地20、住民票上の住所山口県大島郡周防大島町大字椋野208番地３
破産者　中村　宏雅
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第２０号
高知市百石町３丁目15番26号、申立時の住民票上の住所高知市比島町４丁目３番８号
破産者　富永　栄一
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４０５号
高知市浦戸487番地
破産者　柿本　孝志
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５２号
高知市南河ノ瀬町１番地　Ｍハイツ206号
破産者　舛田　　豊
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係